

釧路市高性能林業機械導入・木材加工流通施設等整備支援事業補助金交付要綱

令和3年4月1日

(最終改正：令和8年4月1日)

第1 趣旨

この要綱は、低コストな施業の推進や市内の林業事業体の経営基盤の強化、及び木材加工段階における生産力の増強やコスト削減・高付加価値化等を支援し、釧路市内の林業・木材産業の振興を通じて森林整備を推進するため、森林環境譲与税を財源とし実施するもので、釧路市林業振興条例（平成17年10月11日付釧路市条例第183号。以下「条例」という。）、釧路市林業振興条例施行規則（平成17年10月11日付釧路市規則第202号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の内容

森林環境整備基金を財源とする予算の範囲内において実施するもので、補助の対象となる事業種目及び補助対象経費及び下限額、補助率、補助上限額は別表のとおりとし、釧路市内の事業所等の場所に設置又は保管するものとする。

第3 事業主体

釧路市内に本社を置く林業事業体（「北海道林業事業体登録制度」に登録があるもの）及び釧路市内で木材加工場を1年以上操業している木材加工業者（主たる事業が木材加工業であるもの）で、市税の滞納が無いものとする。

第4 補助金交付申請

- 1 申請者は、原則事業開始前（契約前）に補助金交付申請書（別記第1号様式）に事業計画書（別記第2号様式）及び収支予算書（別記様式第3号）を添えて市長へ提出するものとする。
- 2 市長は補助金交付申請書の提出があった場合には、内容を審査し、その適否を通知する。
- 3 補助事業の内容を変更する場合、申請者は、事前に市と協議のうえ、速やかに別記第4号様式により補助金変更承認申請書を市長へ提出するものとする。
但し、補助対象経費の変更において、10%を超えない増減であって補助金の増額が伴わない変更の場合はこの限りでない。
- 4 市長は、補助金変更承認申請書の提出があった場合は、内容を審査し、その適否を通知する。

第5 交付条件

市長は、第4の2に規定により補助金交付決定を行うにあたっては、以下の条件を付すものとする。

- 1 補助対象事業により取得した物品については、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

- 2 補助対象事業により取得した物品については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

第6 交付決定前着手

- 1 やむを得ない事情により、補助金の交付決定前に当該補助対象事業に着手するときは、その理由を具体的に付して、別に定める様式により市長に届け出るものとする。
- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合には、その事業の目的、内容、効果、収支、実施時期等を勘案し、交付決定前の事業着手であっても補助金の目的に合致すること、交付決定前の事業着手がやむを得なかった事情等を十分に審査した上で、交付決定を行うものとする。

第7 実績報告

申請者は事業完了後2週間以内に補助事業の実績報告書（別記第5号様式）及び事業実績書（別記第6号様式）を市長に提出するものとする。

第8 補助金の額の確定

市長は、実績報告書の提出があった場合は、検査員を指定して検査を実施し、適当と認められる場合は、申請者へ額の確定通知を行うものとする。

第9 概算払

- 1 決定した補助金は、原則事業完了後の支払いとする。但し、市長が事業遂行上特に必要があると認めるときは、概算払をすることができるものとする。
- 2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとする場合は、概算払申請書（別記第7-1号様式）及び資金計画書（別記第7-2号様式）長へ提出するものとする。
- 3 市長は、概算払を決定した時は、補助事業者へ通知するものとする。

第10 稼働状況報告

この要綱により補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間、毎年6月30日までに、導入した機械又は設備等に係る稼働状況報告書（別記第8号様式）にて市長へ報告するものとする。

第11 補助金交付の制限

- 1 当該交付要綱に基づき補助金の交付を受けた者は、原則として、最後に交付を受けた年度の翌年度から5年間、この要綱に基づく補助金の交付を受けることができない。但し、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 2 釧路市が実施する次に掲げる補助金の交付を同一年度内に受ける者は、この要綱に基づく補助金の交付を受けることができない。
 - (1) 釧路市企業立地促進条例(平成17年10月11日 釧路市条例第148号)
 - (2) 釧路市中小企業振興条例(平成17年10月11日 釧路市条例第149号)

第 12 雑則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附則 この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 関係）

	事業種目	補助対象経費及び下限額	補助率	補助上限額
①	高性能林業機械の導入	高性能林業機械の導入に要する費用	補助対象経費の 1/2 以内 ただし、国又は道の補助	1 事業あたり 1,000 万円
②	木材加工機械・設備の導入	木材加工用の機械設備の導入に要する費用 (下限額 100 万円)	を受けた場合は、補助残額（自己負担額）の 1/4 以内	

事業種目及び補助対象経費の詳細については、別に定める。